2　応力除去焼きなましを行ったジルコニウム合金端栓は、日本工業規格Z二二四一（一九九八）「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。

3　第六条（第二号、第四号、第五号、第八号、第十号及び第十一号を除く。）の規定は、ジルコニウム合金端栓に準用する。ただし、第六条第三号の日本工業規格H四七五一（一九九八）「ジルコニウム合金管」の「四　品質」の表三に掲げるニオブ及びカルシウムを除く。

（ステンレス鋼端栓）

第九条　第七条（第二号、第五号、第八号及び第九号を除く。）の規定は、ステンレス鋼端栓に準用する。

（その他の部品）

第十条　燃料材、燃料被覆材、端栓以外の燃料体の部品は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

一　各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。

二　表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。

三　表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。

四　支持格子、上部支持板、下部支持板、ワイヤスペーサ、ラッパ管、ハンドリングヘッド及びエントランスノズルにあっては、次に適合すること。

イ　各元素の含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。

ロ　日本工業規格Z二二四一（一九九八）「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。

（燃料要素）

第十一条　燃料要素は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

一　各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。

二　燃料要素の軸は、著しく湾曲していないこと。

三　表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。

四　表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。

五　日本工業規格Z四五〇四（一九九三）「放射線表面汚染の測定方法」における間接測定法又はこれと同等の方法によって測定したとき、表面に付着している核燃料物質の量が〇・〇〇〇四ベクレル毎平方ミリメートルを超えないこと。

六　ヘリウム漏えい試験を行ったとき、漏えい量が一億分の三百四メガパスカル立方ミリメートル毎秒を超えないこと。

七　溶接部にブローホール、アンダーカット等で有害なものがないこと。

八　部品の欠如がないこと。

（燃料集合体）

第十二条　燃料要素の集合体である燃料体は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

一　各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。

二　表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。

三　表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。

四　部品の欠如がないこと。

（フレキシブルディスクによる手続）

第十三条　第三条第二項の申請書の申請については、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第十四条　前条のフレキシブルディスクは、次のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本工業規格X六二一一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X六二一三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第十五条　第十三条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二一二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2　第十三条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第十六条　第十三条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二一一又はX六二一三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

附　則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

別記様式（第十三条関係）

フレキシブルディスク提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印

住　所

研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則第三条第二項の規定による申請に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1　フレキシブルディスクに記録された事項

2　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

○原子力規制委員会規則第十二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の九第三項第三号の規定に基づき、研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を次のように制定する。

平成二十五年六月二十八日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一